

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年（2024年）3月25日

宝塚市長 山崎晴恵

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

宝塚市山手台東四丁目5番1から5番12まで、6番3から6番10まで、
7番1から7番7まで、7番138、7番1245から
7番1275まで、8番1から8番7まで、9番1、9番2、
10番1から10番9まで、11番1、11番2、12番1から
12番6まで、13番1から13番16まで、14番1から
14番8まで、15番1から15番15まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区芝田一丁目1番4号 阪急ターミナルビル内
阪急阪神不動産株式会社 代表取締役 諸富 隆一

3 許可年月日及び許可番号

令和6年（2024年）3月13日
宝塚市指令宝開審 第1-6-42号（60）